

広島県未来チャレンジ資金貸付申請書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

大学院等専門課程を修了後、県内企業等に就業しますので、資金の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。

申請者	住所	(電話: ) (携帯電話: ) (電子メールアドレス: )		
	氏名	年 月 日生	性別	
	会社に勤務している場合 勤務先	(名称) (住所)		
修学先等	名称			
	所在地			
	修了予定年月日	年 月 日		
希望貸付額	課程修了までの総額		貸付希望期間	年 月分から
	円			年 月分まで
連帯保証人	住所 又は所在地			
	氏名又は名称 及び代表者氏名	年 月 日生( 歳)		
	連絡先(TEL)		続柄	
	住所 又は所在地			
	氏名又は名称 及び代表者氏名	年 月 日生( 歳)		
	連絡先(TEL)		続柄	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。  
 3 県内企業等とは、広島県未来チャレンジ資金貸付規則第3条第2号に規定するものをいう。  
 4 希望貸付額の欄には、入学金、授業料、入学時に転居した場合の住居の賃借料の額及び合計額(ただし、広島県未来チャレンジ資金貸付規則第4条第1項又は第2項に記載の額を上限)を記載

## 広島県未来チャレンジ資金 連帯保証人の資格に関する調べ

令和 年 月 日

申請者氏名

連帯保証人①の資力については、次のとおりです。

連帯保証人	氏名	
	前年の収入額 (収入額がない場合、相当の固定資産の有無)	約 万円 (有 ・ 無)
	所得税法の控除対象配偶者・控除対象扶養親族のいずれにも該当しないか	該当しない ・ 該当する
①	職業	
	勤務先名称	
	勤務先所在地	

## 【連帯保証人に関する注意事項】

連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担するため、申請者と同じ責任を負うことになります。返還が必要となった場合は、申請者と同時に返還義務があります。なお、返還に当たっては、全額を支払うこととなります。

そのため、連帯保証人は貸付金の返還ができる以下の条件を満たす者としてください。

なお、各条件の「相当の」とは、貸付金の全額を一括で返還することができる相当のものをいいます。

- 身元確実な成年者であること。
- 資力については、次のいずれかを満たしていること。
  - ① 相当の固定資産を有すること。
  - ② 固定した収入をもって独立の生計を営むこと  
(なお、所得税法上の控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のいずれにも該当しない者であれば、同居の親族であっても「独立の生計を営む」者とすることができる)。  
ただし、固定した収入が、次のいずれかに該当する場合は、相当の預貯金を有していること。
    - ・ 固定した収入が年金のみである場合。
    - ・ 前年の収入(年金を含む)が貸付総額未満であるなど、相当の収入に当たらない場合。

## 【提出書類について】

上記項目において記載した事項を証明する書類を添付してください。

- ・ 前年の収入額を記載した場合  
令和4年度の課税台帳記載事項証明書(原本)(給与収入のみの場合は源泉徴収票)
- ・ 相当の固定資産の有無において有と記載した場合  
固定資産評価証明書(原本)、不動産登記簿謄本全部事項証明書(原本)(土地、建物)

## 広島県未来チャレンジ資金 連帯保証人の資格に関する調べ

令和 年 月 日

申請者氏名

連帯保証人②の資力については、次のとおりです。

連帯保証人	氏名	
	前年の収入額 (収入額がない場合、相当の固定資産の有無)	約 万円 (有 ・ 無)
	所得税法の控除対象配偶者・控除対象扶養親族のいずれにも該当しないか	該当しない ・ 該当する
②	職業	
	勤務先名称	
	勤務先所在地	

## 【連帯保証人に関する注意事項】

連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担するため、申請者と同じ責任を負うことになります。返還が必要となった場合は、申請者と同時に返還義務があります。なお、返還に当たっては、全額を支払うこととなります。

そのため、連帯保証人は貸付金の返還ができる以下の条件を満たす者としてください。

なお、各条件の「相当の」とは、貸付金の全額を一括で返還することができる相当のものをいいます。

- (1) 身元確実な成年者であること。
- (2) 資力については、次のいずれかを満たしていること。

① 相当の固定資産を有すること。

② 固定した収入をもって独立の生計を営むこと

(なお、所得税法上の控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のいずれにも該当しない者であれば、同居の親族であっても「独立の生計を営む」者とすることができる)。

ただし、固定した収入が、次のいずれかに該当する場合は、相当の預貯金を有していること。

- ・ 固定した収入が年金のみである場合。
- ・ 前年の収入(年金を含む)が貸付総額未満であるなど、相当の収入に当たらない場合。

## 【提出書類について】

上記項目において記載した事項を証明する書類を添付してください。

- ・ 前年の収入額を記載した場合  
令和4年度の課税台帳記載事項証明書(原本)(給与収入のみの場合は源泉徴収票)
- ・ 相当の固定資産の有無において有と記載した場合  
固定資産評価証明書(原本)、不動産登記簿謄本全部事項証明書(原本)(土地、建物)